

# 建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)  
第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。  
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

(情報の提供)  
第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

(再委託の禁止)  
第3条 乙又は丙は、必要が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。  
なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知し、承認を得るか、又は、変更契約を締結する。

(委託業務の管理)  
第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

第5条 甲、乙、丙は、それぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する。)

第6条 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、速滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。  
ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告書、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告書などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)  
第7条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。

(業務の調査)  
第8条 丙は、中間処理後の最終処分場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知し、承認を得るか、又は、変更契約を締結する。

(権利義務の譲渡等)  
第9条 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は、甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(損害の賠償)  
第10条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。  
甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求められることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(機密保持)  
第11条 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求められることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)  
第12条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)  
第13条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)  
第14条 甲、乙又は丙は、本契約に關連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)  
第15条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

(協議)  
第16条 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡さしを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後に本契約は解除できない。

第17条 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡さしを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後に本契約は解除できない。

第18条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

第19条 本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。  
(なお甲は本書を契約終了の日から5年間保存する。)

〈収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)〉

会社名	住所	許可番号	排出場所	処分場所	品目(種類)	重量	台数

協議事項  
印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

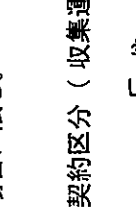
1号文書(収集運搬用)	1万円未満	10,000円以下	10,000円	1万円未満	1,000万円以下	1,000万円	10,000円	以下	10,000円
非課税	200円	400円	1,000円	200円	5,000万円以下	5,000万円	200円	以下	20,000円
非課税	400円	1,000円	2,000円	400円	100万円以下	100万円	400円	以下	60,000円
非課税	1,000円	2,000円	5,000円	1,000円	200万円以下	200万円	1,000円	以下	100,000円
非課税	2,000円	5,000円	10,000円	2,000円	300万円以下	300万円	2,000円	以下	100,000円
非課税	5,000円	10,000円	20,000円	5,000円	500万円以下	500万円	5,000円	以下	2,000円

(平成12年7月現在)

# 収入印紙

※印紙税額は裏面参照  
甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限り、  
◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)



事業所 (甲) 住所 名称 代表者 (以下甲という)

事業所 (乙) 住所 名称 代表者 許可番号 (以下乙という)

事業所 (丙) 住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

排出場所 (第 号) 積替・保管場所 (第 号) 処分場所 (第 号)  
(都道府県・政令市) (都道府県・政令市) (都道府県・政令市)

許可品目 (産業廃棄物) (特別管理産業廃棄物) (その他)  
(がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他)

許可車両 (台) (特別管理産業廃棄物) (その他) (がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

住所 名称 代表者 許可番号 (以下丙という)

